

全国健康関係主管課長会議資料

平成24年2月3日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省 健康局
疾患対策室
肝炎対策室

一 目 次 一

肝炎対策について

- | | |
|---|---|
| 1. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について | 1 |
| 2. 肝炎ウイルス検査の促進等について | 2 |
| 3. 肝疾患診療連携拠点病院について | 3 |
| 4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について | 3 |

○ 肝炎対策について

我が国のウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型で110～140万人、C型で190～230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進行を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、肝炎対策をより一層推進するため、平成23年5月に、「肝炎対策基本法」に基づく「肝炎対策基本指針」を策定し、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしており、インターフェロン医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化を含む新たな肝炎総合対策を推進している。

特に医療費助成事業においては、平成22年度にB型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療を助成対象に加えるなどの事業の拡充、さらにテラプレビルを含む3剤併用療法などへの助成を平成23年度内から実施するなど、肝炎治療の一層の促進を図っている。

各都道府県におかれても、同法や基本指針を踏まえた肝炎対策の取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知するとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、今後、具体的な施策の検討・実施など肝炎対策に係る種々の依頼をさせていただくので、御協力をお願いする。

平成24年度予算案には、早期発見・早期治療の促進を始めとした各施策の推進を図るため、平成23年度予算額から約2億円増となる約239億円を計上している。具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備、(137億円)
- ・肝炎ウイルス検査の促進、(41億円)
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、(10億円)
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、(2億円)
- ・研究の推進、(49億円)

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

1. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について
平成20年度から取り組んでいるインターフェロン治療等の医療費に対する助成については、自己負担限度額を引き下げるなど、利用しやすい制度の運用に努めており、これまでの治療受給者証の平均新規交付件数は、約3万人強である。

平成24年度においては、新薬をはじめ、助成対象医療の拡大を行い、肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、引き続き取り組むこととしている。

そこで、各都道府県におかれでは、

(1) 感染者であることを知らない者への対策として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の強化、検診専門クリニックを含めた委託医療機関の増加、

- (2) 検査により肝炎であることの自覚があるが、通院していない者への対策として、産業医や地域のかかりつけ医を通じた受療勧奨等による肝炎治療の必要性等、正しい知識の普及推進、
- (3) 肝炎のため通院しているが、治療に適した医療機関にアクセスできていない者への対策として、相談センター・地域医療機関等に関するホームページ等での情報提供、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を通じた地域の肝疾患診療ネットワーク構築を始めとする、肝疾患診療連携拠点病院における活動の支援、
- (4) 肝炎のため通院し、インターフェロン治療等を勧められている者への対策として、新たに追加された助成対象医療を含む医療費助成制度の更なる周知徹底、肝疾患相談センターに係る広報強化、相談員に対する研修の充実及び医療機関等への積極的な配置、事業主等に対する肝炎治療への配慮の要請等、積極的な取組をお願いしたい。

2. 肝炎ウイルス検査の促進等について

早期発見・早期治療の促進のため、平成23年度から、肝炎ウイルス検査の未受検者に対する個別の受検勧奨、治療に踏み切れない者等に助言を行うことで適切な治療へつなげるための人材養成、受療の促進の一助となる肝炎に関する各種情報を掲載した手帳の配布等を実施している。

これらの取組について、下記のとおり、適切な受検勧奨及び適切な受療勧奨の一層の促進等に取り組んでいただきたい。

- (1) 特定年齢の者を対象とした個別勧奨メニュー等の追加
 - ① 40歳以上の5歳刻みの者を対象とした個別勧奨
市町村が実施主体となって行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において、受検に関する通知を対象者に直接送付する。
 - ② 検査費用に係る自己負担分の負担軽減
個別勧奨対象者の肝炎ウイルス検査の自己負担分を無料とすることにより、受検促進を図る。
 - ③ 出張型検査の実施
検査会場を保健所や委託医療機関内だけでなく、県内各所の要請に応じた場所を検査会場とすることも可能とする。
- (2) 適切な肝炎治療へつなげるための人材養成等メニューの追加
 - ① 市町村の保健師、医療機関の看護師、企業等の健康管理担当者等に対して肝炎に関する情報（支援制度、医療提供体制等）を習得させ、治療に結びついていない要治療者に助言を行う。
 - ② 肝炎患者や肝炎ウイルス検査で陽性と判断された者等に対して、肝炎の基礎情報から公的支援制度の概要、治療経過の記録等ができる手帳を配布する。

なお、都道府県、保健所設置市等が主体となって行う緊急肝炎ウイルス検査事業を平成24年度も継続して実施する。については、従前の肝炎ウイルス検査事業とともに、一人でも多くの感染者の早期発見に資するよう、積極的な広報、運用をお願いしたい。

また、都道府県・保健所設置市等との密接な連携の下で、肝炎ウイルス検査のより効果的な実施に努めるため、平成24年度から健康増進事業と同様に、陽性者数と陽性率の報告をお願いしたい。

3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

- (1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、
- (2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、
- (4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただいている。

また、肝疾患相談センターに対する補助については、1拠点病院当たりの補助としているので、引き続き積極的な活用をお願いする。

なお、国においてもこれら拠点病院を支援するため、「肝炎情報センター」のホームページを活用した情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業に取り組んでいるので、各拠点病院との緊密な連携が図られるよう御協力をお願いしたい。

4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

平成24年度からは、毎年7月28日を「日本肝炎デー」とし、WHOが昨年設定した世界肝炎デーやウイルス肝炎研究財団が取り組む肝臓週間と同時に実施して、普及啓発の充実に取り組むこととしている。

各都道府県におかれでは、この「日本肝炎デー」を中心とした重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。

また、

- (1) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨強化

緊急肝炎ウイルス検査事業の委託医療機関を確保し、どこでも検査が受けられるような体制を整備する。

(2) 肝炎ウイルス検査や肝炎治療等に係る正しい知識の普及推進

検査により肝炎であることの自覚はあるが、通院していない者への対策として、産業医やかかりつけ医などの身近な医師から、治療の必要性を伝えるなどの普及啓発形態を工夫する。

(3) 通院者に対する、治療に適した医療機関等の情報提供

肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センター、地域医療機関等に関する情報を提供する。

(4) インターフェロン治療を勧められている者への情報提供

経済的負担が原因で治療を受けていない者に対しては、医療費助成制度の存在を認識できるよう、気がつきやすい広報を工夫し、多忙又は治療に対する不安などが原因で治療を受けていない者に対しては、その悩みを解消できるよう、事業主等に対して肝炎治療への配慮の要請や肝疾患相談センターにおける広報強化を行う。

など、各都道府県等の実情に応じた取組をお願いしたい。